

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年11月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20241101	AZロジ株式会社(法人番号5200001031977)代表者不破聡	愛知県小牧市多気中町291番地	本社営業所	愛知県小牧市多気中町291番地	輸送施設の使用停止(210日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年3月5日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)業務の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運行記録計による記録不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(11)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(13)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(14)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	21	21

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年11月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
2 20241111	名古屋北部市場運輸株式会社（法人番号7180001052347）代表者青山賢司	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字幸田11番1	本社営業所	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字幸田11-1	輸送施設の使用停止（170日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法第8条第1項	令和6年5月8日及び令和6年5月17日並びに令和6年7月16日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(14)運行管理者の選任解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(15)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	17	17
3 20241111	有限会社大廣商事（法人番号7190002007464）代表者大廣祐一	三重県鈴鹿市下箕田2丁目2番36号	本社営業所	三重県三重郡菟野町大字竹成字上弥八1226-3	事業停止(60日間)及び輸送施設の使用停止(40日車)並びに文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号	令和6年2月27日、監査方針に基づいて監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(3)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第6号)、(4)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)、(5)事業の休廃止未届(貨物自動車運送事業法第32条)、(6)虚偽の陳述(貨物自動車運送事業法第60条第4項)	64	64

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年11月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4	20241111	増村運輸有限公司(法人番号3190002004457) 代表者増村祐次	三重県津市芸濃町林1690番地5	本社営業所	三重県津市芸濃町林1690番地5	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第8条第1項	令和6年5月10日及び令和6年8月7日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	10	10

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年11月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20241113	有限会社西湘(法人番号2080002018460) 代表者齋藤勇	静岡県藤枝市仮宿1320-2	本社営業所	静岡県藤枝市仮宿1320-2	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年5月9日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)一の運行の勤務時間遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)整備管理者の選任変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(6)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(10)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(11)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(14)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(15)運行管理者の選任解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	10	10
6	20241120	有限会社上田運送(法人番号7210002007701) 代表者上田隆	福井県坂井市丸岡町千田10-17	本社営業所	福井県坂井市丸岡町千田10-16-2、17-4	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和6年7月12日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年11月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7 20241121	株式会社TSプロ(法人番号6200001039879) 代表者高橋真也	岐阜県羽島市正木町大浦字中山558	本社営業所	岐阜県大垣市禾森町二丁目121番地セル禾森102	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年2月26日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)	7	7
8 20241126	北勢運送株式会社(法人番号7190001012754) 代表者上田泰爾	三重県桑名市多度町御衣野990-1	本社営業所	三重県桑名市大字安永字六区割946	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	令和6年10月25日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。